

## 議案第 30 号

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条  
例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「3 パーセント」を「1 パーセント」に改める。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改  
め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第  
14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害  
により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適  
用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援  
護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第30号参考資料

山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>1パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還<u>又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>